

選べる福祉サービス滋賀特区

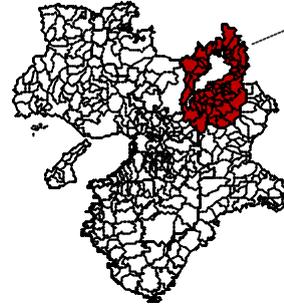
都道府県名：

滋賀県

申請主体名：

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市及び栗東市並びに滋賀県滋賀郡志賀町、野洲郡中主町及び野洲町、甲賀郡石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町及び信楽町、蒲生郡安土町、蒲生町、日野町及び竜王町、神埼郡永源寺町、五箇荘町及び能登川町、愛知郡愛東町、湖東町、秦荘町及び愛知川町、犬上郡豊郷町、甲良町及び多賀町、坂田郡山東町、伊吹町、米原町及び近江町、東浅井郡浅井町、虎姫町、湖北町及びびわ町、伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町並びに高島郡マキノ町、今津町、朽木村及び安曇川町

滋賀県の全市町村



区域の範囲：

滋賀県の全域

特区の概要：

入所施設や通所施設での生活とあわせて、地域社会や家庭での生活や活動が可能となるようサービスの選択肢を拡充し、入所施設から地域生活への移行や地域社会での自立生活の実現を円滑に促進する。具体的には、支援費制度における施設訓練等支援サービスおよび知的障害者地域生活援助支援サービスを日単位で利用可能とするため、支給決定を日数で行い、その支援費を日額で支給する。また、サービス提供事業者間の契約によって、特定の施設訓練等支援サービスと他の施設訓練等支援サービスや居宅生活支援サービスを活用できるものとする。

適用される規制の特例措置：

- ・ 障害者の施設訓練等の支援費の日額算定
- ・ 知的障害者の地域生活援助の支援費の日額算定

現行

特区の活用例

【複数の通所施設や、通所施設と居宅生活支援サービスを同時に活用】

特定の通所施設の利用

月 水 金：通所授産施設の利用

+

火 木：通所更生施設の利用

+

土 日：居宅生活支援サービスの利用

【地域生活の形態で入所施設を活用】

入所施設のみでの生活

夜間：入所施設で生活（居住）

昼間：地域の通所施設、居宅生活支援サービスの利用